

## DPAT養成支援事業

### 令和6年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム(DPAT)運営委員会

日時 令和6年8月23日(金)14:00～16:00

場所 精神保健福祉センター2階

司会 総合精神保健福祉センター 友利 邦子

#### 【議事次第】

##### 1 開会

総合精神保健福祉センター長あいさつ

総合精神保健福祉センター 友利 邦子

##### 2 委員の紹介

##### 3 行政報告

(1)沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領の一部改正について 資料 1  
総合精神保健福祉センター 饒平名 愛梨

(2)沖縄県 DPAT 活動マニュアル改訂に向けた検討委員会の設置について 資料 2  
総合精神保健福祉センター 饒平名 愛梨

##### 4 協議事項

(1)県内発災時の体制、DPAT 活動開始基準について 資料 3  
県地域保健課 知念 聖也

(2)今年度の DPAT 関連研修への派遣状況及び次年度計画について 資料 4  
県地域保健課 知念 聖也

##### 4 閉会

## 【資料一覧】

運営委員会委員名簿

沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要綱

資料 1 行政報告(1) . . . p1～3

資料 2 行政報告(2) . . . p4

資料 3 協議事項(1) . . . p5～7

資料 4 協議事項(2) . . . p8～9

令和6年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 委員名簿

	委員名	役職・職種	機関名	分野別	備考
1	高江洲 義和	教授	琉球大学大学院医学研究科 精神病態医学講座	学識	欠席
2	平安 明	理事 (社会医療法人へいあん平安病院 理事長・医師)	沖縄県精神科病院協会	医療	
3	上田 幸彦	会長 (沖縄国際大学教授・公認心理 師)	沖縄県公認心理師協会	学識	
4	西銘 隆	会長 (田崎病院・精神保健福祉士)	一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	福祉	
5	喜納 徳男	支部長 (糸満清明病院・看護師)	一般社団法人日本精神科看護協会 沖縄県支部	医療	欠席
6	福治 康秀	院長 (医師)	独立行政法人国立病院機構 琉球病院	医療	
7	牧志 倫	副院長・医療部長 (医師)	沖縄県立精和病院	医療	
8	川田 聡	精神科部長 (医師)	沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	医療	
9	奥浜 伸一	DPATインストラクター (沖縄病院・看護師)	DPAT事務局	医療	
10	佐々木 秀章	沖縄県災害医療コーディネーター (医師)	日本赤十字社 沖縄赤十字病院	医療	
11	(欠員)		沖縄県DPAT統括者	医療	
12	森近 省吾	会長 (医師)	沖縄県保健所長会	行政 (県保健所)	欠席
13	國吉 聡	課長	沖縄県保健医療部 地域保健課	行政 (県主管課)	
14	宮川 治	所長 (医師)	沖縄県立総合精神保健福祉センター	行政 (精保福祉センター)	欠席

令和6年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 事務局

氏名	所属	備考
仲里 典子	県地域保健課	担当課
知念 聖也	県地域保健課	担当課
友利 邦子	総合精神保健福祉センター	事務局
饒平名 愛梨	総合精神保健福祉センター	事務局

## 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領

### 1 目的

県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、DPAT 運営委員会（以下、運営委員会という。）を設置する。

### 2 委員の構成

運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する（委員の推薦により代理の参加も可能）。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- (1) 国立大学法人琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座
- (2) 沖縄県精神科病院協会
- (3) 一般社団法人沖縄県公認心理師協会
- (4) 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会
- (5) 一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部
- (6) 国立病院機構琉球病院
- (7) 沖縄県立精和病院
- (8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (9) 沖縄県保健所長会
- (10) DPAT 事務局
- (11) 沖縄県 DPAT 統括者
- (12) 沖縄県災害医療コーディネーター
- (13) 沖縄県保健医療介護部地域保健課
- (14) 沖縄県立総合精神保健福祉センター

### 3 委員の任期

委員の任期は、2年とする。

### 4 協議事項

運営委員会は、以下の事項について協議するものとする。

- (1) DPAT 体制整備に関すること
- (2) DPAT 構成員に対する研修・訓練の企画
- (3) DPAT 活動マニュアルの作成及び改訂
- (4) DPAT 活動の評価
- (5) DPAT 活動に関する情報交換、その他必要な事項

### 5 開催回数

運営委員会は、年1回以上開催する。

## 6 マニュアル検討委員会の設置

- (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。
- (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、事務局（地域保健課及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。

## 7 秘密の保持

運営委員会の構成委員は、当該委員会での協議上知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

## 8 庶務

運営委員会の庶務は、県立総合精神保健福祉センターが行う。

## 9 その他

この要領に定めるものの他、運営委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めることとする。

### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。

この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

要領改正の理由

部課名 総合精神保健福祉センター

1 件名

沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領の一部改正

2 改正の経緯及び理由

- (1) 厚労省が発出している「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」（障精発 0107 第 1 号）にて、「都道府県は管下の DPAT 統括者、DPAT 先遣隊隊員、精神保健医療関係者、災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）を含む運営委員会を開催する」とされている。今まで、運営委員会の委員の構成に、災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）が含まれていないことから、所要の改正を行った。

3 改正の概要

- (1) 上記理由により、委員の構成に災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）を追加する。
- (2) 構成委員の所属や、所属機関の名称に変更があることから、「国立大学法人琉球大学医学部精神病態医学分野」から「国立大学法人琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座」へ、「沖縄県精神保健福祉士協会」から「一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会」へ改める。
- (3) この要領の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する（附則）。

4 根拠法令等

災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領

DPAT 活動マニュアル Ver. 3.0

沖縄県 DPAT 活動マニュアル

5 関係各課との調整状況

なし

災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領 新旧対照表

( 下線部 ) 改正箇所

改 正 案	現 行
<p>災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領</p> <p>1 目的            県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム (DPAT) を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、DPAT 運営委員会 (以下、運営委員会という。) を設置する。</p> <p>2 委員の構成            運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する (委員の推薦により代理の参加も可能)。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>(1) <u>国立大学法人琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座</u></p> <p>(2) <u>沖縄県精神科病院協会</u></p> <p>(3) <u>一般社団法人沖縄県公認心理師協会</u></p> <p>(4) <u>一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会</u></p> <p>(5) <u>一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部</u></p> <p>(6) <u>国立病院機構琉球病院</u></p> <p>(7) <u>沖縄県立精和病院</u></p> <p>(8) <u>沖縄県立南部医療センター・こども医療センター</u></p> <p>(9) <u>沖縄県保健所長会</u></p> <p>(10) <u>DPAT 事務局</u></p> <p>(11) <u>沖縄県 DPAT 統括者</u></p> <p>(12) <u>沖縄県災害医療コーディネーター</u></p> <p>(13) <u>沖縄県保健医療介護部地域保健課</u></p> <p>(14) <u>沖縄県立総合精神保健福祉センター</u></p> <p>3 委員の任期            (略)</p> <p>4 協議事項            (略)</p>	<p>災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領</p> <p>1 目的            県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム (DPAT) を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、DPAT 運営委員会 (以下、運営委員会という。) を設置する。</p> <p>2 委員の構成            運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する (委員の推薦により代理の参加も可能)。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>(1) <u>国立大学法人琉球大学医学部精神病態医学分野</u></p> <p>(2) <u>沖縄県精神科病院協会</u></p> <p>(3) <u>一般社団法人沖縄県公認心理師協会</u></p> <p>(4) <u>沖縄県精神保健福祉士協会</u></p> <p>(5) <u>一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部</u></p> <p>(6) <u>国立病院機構琉球病院</u></p> <p>(7) <u>沖縄県立精和病院</u></p> <p>(8) <u>沖縄県立南部医療センター・こども医療センター</u></p> <p>(9) <u>沖縄県保健所長会</u></p> <p>(10) <u>DPAT 事務局</u></p> <p>(11) <u>沖縄県 DPAT 統括者</u></p> <p>(12) <u>沖縄県保健医療部地域保健課</u></p> <p>(13) <u>沖縄県立総合精神保健福祉センター</u></p> <p>3 委員の任期            (略)</p> <p>4 協議事項            (略)</p>

改正案	現 行
<p>5 開催回数 (略)</p> <p>6 マニュアル検討委員会の設置 (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。 (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、事務局（<u>地域保健課</u>及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。</p> <p>7 秘密の保持 (略)</p> <p>8 庶務 (略)</p> <p>9 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。 この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。 この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。 この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。 この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>5 開催回数 (略)</p> <p>6 マニュアル検討委員会の設置 (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。 (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、事務局（本庁担当課及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。</p> <p>7 秘密の保持 (略)</p> <p>8 庶務 (略)</p> <p>9 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。 この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。 この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。 この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。 この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。</p>

## 資料 2

令和 6 年度 沖縄県 DPAT 活動マニュアル改訂に向けた検討委員会の設置について  
総合精神保健福祉センター

### 1. 検討委員会の設置時期について

国の DPAT 活動マニュアルが改訂された後に設置時期を検討させていただく。

※令和 5 年度災害精神保健医療担当者向け会議にて、厚労省担当者より、新興感染症に関する内容を追加するなどの改訂を予定しているとの報告あり。

### 2. 検討委員会の委員人選について

前回の委員リスト（R3.3 月改定時）を参考に、事務局（地域保健課及び当センター）にて検討する旨、R5 年度運営委員会での協議にて委員の皆様から了承を得ています。

（参考）「沖縄県 DPAT 活動マニュアル」令和 3 年 3 月改訂版 作成委員

1. 知花浩也（精神保健福祉士・DPAT 事務局関係者、琉球病院）
2. 滝友秀（公認心理師・平安病院）
3. 浦崎将成（看護師・平安病院）
4. 大城桜（救急事務・南部医療センター・こども医療センター）

※事務局（地域保健課、総合精神保健福祉センター）

### 3. マニュアル改訂予定の項目について

- ・保健医療「福祉」調整本部など「福祉」を追加

→厚労省発出の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」が令和 5 年 3 月 31 日に改正され、保健医療調整本部が保健医療福祉調整本部へ変更されたため。

- ・待機基準・活動開始基準の追加

→DPAT 調整本部を設置し活動を開始する基準、活動の終結基準等について記載する。

- ・感染症対応の追加

→感染症にかかる DPAT 活動について記載する。

県内発災時の体制、及び DPAT 活動開始基準について

令和 6 年 8 月  
沖縄県保健医療介護部  
地域保健課 作成

令和 5 年度台風 6 号での対応を踏まえ、沖縄地域に暴風警報が発令された場合の対応について次のとおり整理しました。

【課題】

昨年の台風 6 号発生時に、県の初動に遅れが見られたとの指摘があった。

EMIS の活用について医療機関への入力 of 周知が不十分であった事、地域保健課職員の対応が不慣れであった事、医療政策課との間での事前の打合わせが十分でなかった事などから精神科医療機関の支援要請状況を迅速に把握することができなかった。

【マニュアル等の記載事項整理】

- ・「沖縄県 DPAT 活動マニュアル」によると「沖縄県 DPAT 調整本部は、沖縄県災害医療本部が設置される場合に設置する。」とある。
- ・「沖縄県災害医療本部」は、「県災害対策本部」が立ち上がると自動で設置されることとなっている。
- ・「県災害対策本部」は、
  - ①震度 5 強以上の地震が観測された時及び大津波警報が発表された時。
  - ②災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において知事が認める時に設置される事となっている。台風時は、県内にて暴風警報が発令された場合は、基本的に②に該当するとして「県災害対策本部」が設置される。
- ・すなわち、県災害対策本部が設置されると、沖縄県 DPAT 調整本部は設置されることになっている。

【県内暴風域時の具体的な手順案について】

県内で台風が発生したときの県地域保健課担当者の具体的な手順（案）を示します。

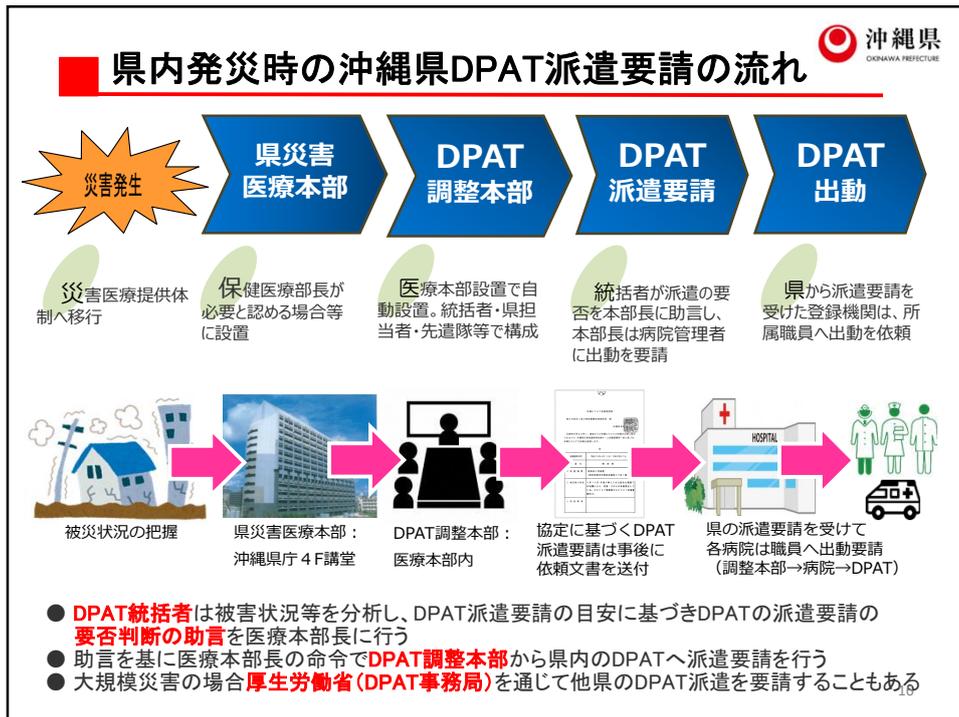
- (1) 暴風警報発令が予想される段階で各精神科医療機関へ、台風時の EMIS への入力を周知する。
- (2) 台風が発生し県内で暴風警報が発令された場合。（基本は地域保健課担当者が県庁

へ登庁する。登庁が不要と判断された場合は、自宅にて対応)

- ①EMISにて災害情報を注視する。EMISの状況及び県災害医療本部からの情報を確認するとともに、EMISの入力が無い病院には電話で確認を行い、必要に応じて代理入力を行う。(状況に応じて精神保健福祉センターへ協力を依頼。)
- ②県災害医療本部の立ち上げ状況等を勘案し、県DPAT調整本部を立ち上げ、その旨を県災害医療本部及びDPAT関係者へ連絡する。
- ③EMISにて災害等が発生していると報告がある病院には詳細を確認し、県災害医療本部とDPAT関係者へ連絡する。
- ④必要な支援について関係者(県災害医療本部及びDPAT統括者等)と協議する。
- ⑤支援の実施。

(3)台風が発生し本島以外(宮古・八重山地域)で暴風警報が発令された場合。(休日の場合には、県災害医療本部の体制を確認し登庁の必要があるか確認する。)

- ①県地域保健課担当者はEMISにて災害情報を注視する。EMISの状況及び県災害医療本部からの情報を確認するとともに、EMISの入力が無い病院(暴風警報等の域内にある病院)には電話で確認を行い、必要に応じて代理入力を行う。
- ②県災害医療本部の立ち上げ状況等を勘案し、県DPAT調整本部を立ち上げ、その旨を県災害医療本部及びDPAT関係者へ連絡する。
- ③EMISにて災害が発生していると報告がある病院には詳細を確認し、県災害医療本部とDPAT関係者へ連絡する。
- ④必要な支援について関係者(県災害医療本部及びDPAT統括者等)と協議する。
- ⑤支援の実施。



## ■ DPATに係る県内派遣と県外派遣の比較



	県内派遣	県外派遣
災害医療本部の設置	あり	なし(※1)
派遣決定者(要請機関)	県保健医療部長 (DPAT調整本部)	知事 (県地域保健課)
派遣計画等の検討機関	DPAT調整本部	DPAT調整会議 (県精神科病院協会、精和病院、先遣隊を有する機関、県担当課等)
費用負担(※2)	沖縄県	被災都道府県

※1 通常県内で災害が発生しない場合は、災害対策本部や災害医療本部が設置されることはないが、知事や保健医療部長が必要だと判断する場合は各本部が設置されることがある。DPAT調整本部が設置される場合は、県内派遣と同じ手続により派遣要請が行われる。

※2 激甚災害の場合は国に支弁を要請することができる(災害救助法第20条第2項)。

今年度の DPAT 関連研修への派遣状況、次年度計画について

令和 6 年 8 月

沖縄県保健医療介護部

地域保健課 作成

(1)現在までの研修等実施状況

【DPAT 先遣隊隊員技能維持研修】(DPAT 事務局主催)

[開催日] 令和 6 年 6 月 15 日

[開催場所]大阪府

[参加人数] 精和病院から 2 名

【DPAT 統括者研修】(DPAT 事務局主催)

[開催日]令和 6 年 7 月 27 日～28 日

[開催場所]栃木県

[参加人数]精和病院から 1 名

(2)今後の訓練・研修等の予定

【大規模地震時医療活動訓練】(内閣府主催)

[開催日]令和 6 年 9 月 28 日

[開催場所] 関東

[参加予定人数] 3 病院から計 12 名 (プレイヤー10 名、コントローラー 2 名)

【DPAT 先遣隊研修】(DPAT 事務局主催)

[開催日]令和 6 年 11 月 16 日～17 日 (兵庫)

令和 6 年 12 月 7 日～8 日 (東京)

[開催場所] 兵庫県、東京都

[参加予定人数] 希望は 2 病院から最大 5 名となっている。

(琉球病院 3 名、精和 2 名)

※この研修については、優先されるべき研修であると考えため、大規模地震時医療活動訓練後の予算残高については、当研修に優先的に割り当てたいと考えています。

**【九州沖縄ブロック DMAT 実働訓練】**

[開催日]令和6年11月予定

[開催場所] 長崎

[参加予定人数] 3病院から計最大19名の希望がある。

前述いたしました DPAT 先遣隊研修に希望者が参加した後の予算残高の見込みから、九州沖縄ブロック DMAT 実働訓練については、参加人数がかなり限られてくる見込みとなっております。(最大5名程度か。)

ご希望に添えずに大変恐縮ですが、予算都合がございますのでご理解をお願い申し上げます。

(3)令和7年度の県外派遣を伴う研修・訓練について

**【大規模地震時医療活動訓練】**

令和7年度は、北海道及び東北ブロックでの訓練が実施される予定であることから、その分の派遣費用を予算協議中。人数も今年度に希望のあった3病院計19名で積算し協議中。

**【技能維持研修、先遣隊研修、九州沖縄ブロック DMAT 実働訓練】**

令和7年度は、令和6年度並みの予算を協議中です。